

○福岡都市圏南部環境事業組合証人等の実費弁償に関する条例

〔平成27年8月26日〕
〔条例第3号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条の規定に基づき、議会及び公聴会等に出頭又は参加した者(以下「証人等」という。)の実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償)

第2条 証人等が出頭し、又は参加したときは、実費弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費は、福岡都市圏南部環境事業組合職員等の旅費に関する条例(平成18年条例第9号)に規定する3等級の職員の旅費の額とする。この場合において、同条例第17条第2項の規定は適用しない。

(実費弁償の方法)

第3条 実費弁償は、出頭又は参加の際支給する。

(準用)

第4条 第1条に規定する者以外の者で、法令等に基づき、福岡都市圏南部環境事業組合の機関が依頼した証人等については、前2条の規定を準用する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。